

## ご用意いただく相続手続書類

※ 相続の種類により、ご用意いただくものが異なります。詳しくは、7～14 頁をご覧ください。

	ご用意いただくもの	入手先	チェック
必要に応じて	被相続人さまの戸籍謄本一式 ※ 相続の種類が A. 法定相続手続、B. 遺産分割協議の場合に必要です。	市・区役所、町・村役場	
	相続人さまの戸籍謄本 ※ 相続の種類が A. 法定相続手続、B. 遺産分割協議の場合に必要です。 ただし、上記、被相続人さまの戸籍謄本一式等で相続人さまが確認できる場合は不要です。	市・区役所、町・村役場	
	法定相続情報一覧図の写し ※ 法定相続情報証明制度により法務局が発行します。 これがあれば、上記被相続人さまと相続人さまの戸(除) 籍謄本は不要です。	法務局	
必須	相続人さま等の印鑑証明書 (6 ヶ月以内のもの)	市・区役所、町・村役場	
	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード	お客さま	
	相続手続依頼書	本冊子最終頁	
右記に該当する場合	相続預金等受取書 ※ 相続預金等を現金解約される場合にお渡します。	当行窓口でお渡しします	
	相続人さまの代表者の実印 ※ 相続預金等を解約(払戻・売却)される場合に必要です。	お客さま	
	相続人さまの預金取引印 ※ 相続預金等を解約(払戻・売却)せず名義変更される場合に必要です。	お客さま	
	遺産分割協議書	お客さま	
	遺産分割調停調書謄本	家庭裁判所が発行	
	遺産分割審判書謄本とその審判確定証明書	家庭裁判所が発行	
	遺言書 [ 自筆証書遺言 (遺言書情報証明書) 秘密証書遺言・公正証書遺言 ]	お客さま	
	遺言書検認済証明書 ※ 公正証書遺言・遺言書情報証明書の場合は不要です。	家庭裁判所が発行	

※ 上記ご用意いただく書類は、ご提出後、原本を確認のうえ、コピーして、お返しすることもできます。  
ご希望の場合は、お申し出ください。  
また、ご提出いただいた書類確認の後に、追加の書類提出をお願いすることもあります。